平成２９年（フ）第８８号
新潟県上越市大字土橋1708番地２　セジュールＮＫ　Ａ　205号
債務者　伊野奈緒美
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８９号
新潟県上越市中郷区岡沢1528番地１
債務者　岡田　　隆
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２１６号
長野市篠ノ井布施高田226番地１　シティーハイムハピスト201
債務者　清澤　　誠
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
長野県上高井郡高山村大字高井1840番地
債務者　宮前みゆき
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
長野県飯山市大字飯山2255番地２　福寿町団地424号
債務者　佐藤　美保
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
長野県須坂市大字日滝2077番地１寺澤アパートＢ棟３号室
債務者　小林　敬幸
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
長野県須坂市大字日滝2077番地１寺澤アパートＢ棟３号室
債務者　小林葉津紀
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９７７号
名古屋市天白区福池町１丁目138番地　県営住宅Ｂ号棟508号室、住民票上の住所名古屋市南区豊田１丁目27番２号　丸美ロイヤル道徳102号（住民票上の従前の住所）名古屋市瑞穂区本願寺町３丁目29番地パレスハルシオン305号
債務者　長沢　　勇
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２００４号
愛知県長久手市岩作長筬117番地　サンフラワーハイツＢ－201
債務者　近藤　早苗
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２号
滋賀県長浜市勝町880番地　レオパレスルミナス110号室
債務者　伊藤　由美
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１８７６号
福岡市東区多の津５丁目29番20号
債務者　松田　和枝
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５３号
大分市大字畑中303　大分刑務所、住民票上の住所福岡市東区箱崎４丁目12番14号
債務者　今村　優太
１　決定年月日時　平成30年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９６５号
福岡市南区桧原５丁目22番１－304号
債務者　井原　義光
１　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９６６号
福岡市南区桧原５丁目22番１－304号
債務者　井原　里美（旧姓長澤）
１　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９３号
福岡県太宰府市石坂１丁目４番20号
債務者　大田　玲子
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２００７号
福岡市中央区舞鶴２丁目４番26－301号
債務者　石川　厚子
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１６号
福岡市東区三苫２丁目15番22号
債務者　光安　兼之
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部